

民事訴訟法

次の【事例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。解答用紙は、表面（30行）のみを使用すること。

【事例】

Xは、Yから1000万円を借りたが、その後全額を弁済したと思っていたところ、なお400万円の債務があるとして、その履行を求められた。そこで、XがYを被告として、「本件消費貸借契約に基づく債務が存在しないこと」の確認を求める訴えを提起した。この訴訟が第一審裁判所に係属中に、YがXに対して訴えを提起し、当該消費貸借契約に基づくXの債務400万円の支払いを求めたとする。

【設問】

- (1) Yには、給付判決を求める訴えの利益があるか。
- (2) Yの訴えの提起は、民事訴訟法142条の禁止する重複する訴えの提起にあたらぬか。Yの提起した訴えが独立した訴え（別訴）による場合と反訴による場合のそれぞれについて検討しなさい。

(80点)